

# 熊本県市町村総合事務組合個人情報保護法施行条例

制定 令和5年2月28日組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において実施機関とは、熊本県市町村総合事務組合の長（以下「組合長」という。）及び監査委員をいう。

2 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、熊本県市町村総合事務組合情報公開条例（平成30年組合条例第3号）第7条第2号ウに掲げる情報とする。ただし、職名に係る部分を除く。

(手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定による開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、開示の実施の方法が、保有個人情報が記録された法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書（以下「地方公共団体等行政文書」という。）の写しの交付によるときは、当該写しの作成等に要する費用を負担しなければならない。

2 組合長は、特別の理由があると認めるときは、前項の費用の負担を免除することができる。

3 保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の閲覧、視聴及び聴取に要する費用は、無料とする。

(審査会への諮問)

第5条 組合長は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、熊本県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成28年組合条例第1号）第3条に規定する熊本県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例（平成30年組合条例第4号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第11条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

（1） この施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報又は旧非識別加工情報等の取扱いに従事していた者

（2） 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報又は旧非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第14条、第24条又は第28条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。